

インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ ＼ 各種支援策のご案内 ＼

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイト



制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

インボイス制度に関する相談窓口

- ✓ 税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。
- ✓ 商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています（中小企業119を通じた専門家派遣も受けられます）

相談受付窓口

よろず支援拠点



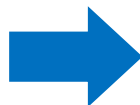
課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ IT導入補助金により、ITツール（一部ハードウェアも含む）の導入費用等を幅広く支援します
- ✓ みらデジにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化状況や経営課題が見える化します

課税転換に伴う販路開拓支援

- ✓ 小規模事業者持続化補助金により税理士等への相談費用も含めた販路開拓等の支援をします



詳細は裏面へ

免税事業者を維持する皆様

免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aを公表しているほか、実態把握のための書面調査等を実施しています
- ✓ 取引上のお悩みは下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口(以下Q&A末尾参照)または下請かけこみ寺にご相談ください

Q&A

下請かけこみ寺



本紙は「令和4年度第2次補正予算事業」の制度概要をご紹介します。準備が整い次第公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。



<IT導入補助金> -デジタル化による事務負担軽減

デジタル化基盤導入類型では、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、商流一括インボイス対応類型では、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

| 類型名 | 商流一括インボイス対応類型（新設） | | デジタル化基盤導入類型 | | | |
|------|-------------------|--------------|--|-------------|-------|-------|
| 申請者 | 大企業等 | 中小企業・小規模事業者等 | | | | |
| 補助率 | 1/2以内 | 2/3以内 | 3/4以内 | 2/3以内 | 1/2以内 | |
| 補助額 | ～350万円 | | ～50万円 （下限を撤廃） | 50万円超～350万円 | ～10万円 | ～20万円 |
| ツール名 | 受発注ソフト | | 会計・受発注・決済・ECソフト | | PC等 | レジ等 |
| 対象経費 | クラウド利用費（最大2年分） | | ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェア更新等保守サポート費含む） | | | |

[みらデジ] ※IT導入補助金の申請要件です！

みらデジ経営チェックにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化の進捗状況・経営課題の確認が可能です。経営改善のために是非ご活用ください。

みらデジ
はこちら



現在の公募情報
はこちら



お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター（0570-666-376）

<小規模事業者持続化補助金> -課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用（税理士等への相談費用を含む）を支援！

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）に対し、**令和4年度第2次補正予算において、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円上乗せ**します。（最大250万円補助）



| 申請類型 | 補助上限額 | 補助率 |
|-----------------------------|------------------|---|
| 通常枠 | 100万円 (50万円) | 2/3以内 (成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4以内) |
| 成長・分配強化枠 (賃上げや事業規模拡大の取組) | 250万円 (200万円) | |
| 新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者等の新たな取組) | 250万円 (200万円) | |

() 内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

お問い合わせ先：

【商工会地域お問い合わせ先】【現在の公募情報はこちら】

- ・商工会地域の方
所在地によって異なるため右のQRコード参照
- ・商工会議所地域の方 03-6632-1502

